

主な指摘事項【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た入所者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、 変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容について、年間行事・ レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・記録の保存期間が、整備した日から5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に 従事する職員として配置することとされているが、配置されていない時間帯が書類上散見された。実態と しては配置していることが認められたものの、適切な介護サービスを提供するため、従業者の勤務の体制 を整備すること。	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	夜勤職員配置加算	・1日平均夜勤職員数について、毎月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた 連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって 算定することとされているところ、事業所における夜勤時間帯を午後4時から翌日の午前9時までの17時間 としていたため、1日平均夜勤職員数が実際より多く算定されていた。事業所の夜勤時間帯の設定を改めら るとともに、今後は、その設定した夜勤時間帯により算定すること。	1件

計4件